



## らいおん歯科箱根湯本医院閉院のお知らせ

12月22日をもって、らいおん歯科箱根湯本医院（湯本 226-1）は閉院しました。

照会先 保険健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

### 1月13日(金)

## マイナンバーカードの手続きができません！

メンテナンス実施のため、役場本庁舎町民課および各出張所にて次のとおり手続きが利用できません。

ご不便をおかけしますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【日時】 1月13日(金) 終日

※1月16日(月)以降は、通常どおり利用可能となります。

【対象場所】 役場本庁舎2階町民課窓口、町内全ての出張所

【利用できない手続き】

- ・マイナンバーカードを使用した転入、転出
- ・マイナンバーカードの受け取り
- ・マイナンバーカード申請書の発行
- ・電子証明書の更新、発行
- ・暗証番号の変更、初期化
- ・住所、氏名、生年月日、性別などの変更
- ・住民基本台帳ネットワークによる住民票（町外の住民票）の広域交付
- ・住民基本台帳カードに関する手続き

ご不明な点等につきましては、町民課窓口係まで問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～



# 固定資産税（償却資産）の申告について

## 【償却資産とは】

土地および家屋以外の、事業のために用いることができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されているものをいいます。事業を営む個人・法人は**全員が申告対象者**です。

## 業種別償却資産の例

### 全業種共通

パソコン・コピー機・ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作、LAN設備、看板 など

### 飲食店

厨房用具、椅子、机、レジスター など



### 小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫 など



### 旅館

露天風呂、温泉循環施設、温泉用配管、テレビ、ベッド など



### 不動産賃貸業

敷地内舗装、自転車置場、フェンス、塀、外灯 など



## 【償却資産の申告制度】

償却資産の所有者は1月1日時点で所有する償却資産について、1月31日までに資産の所在する市町村へ申告することが法律により義務付けられています。（地方税法第383条）

## 【ご注意ください】

- ・ 該当資産が無い場合にも、その旨を申告する必要があります。
- ・ 正当な理由なく申告されない場合は地方税法第386条により過料が科されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法385条の規定により罰金を科されることがあります。

## 【申告書様式】

償却資産申告書・種類別明細書

いずれも、町ホームページから印刷・ダウンロードできます。書類での様式が必要な場合は、税務課資産税係まで連絡してください。

## 【申告期限】

令和5年1月31日（火）



照会先 税務課資産税係 電話（85）7750

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和4年12月26日発行】

# 建築士がご自宅を訪問し 無料で耐震診断します。



訪問による木造住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。実際に建物の状況を建築士に診断してもらいたい方は、ぜひこの機会に活用してください。

## 【日時】

別途個別に調整します。

## 【場所】

建築士が住宅に訪問します。

## 【対象】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅  
(兼用住宅は 2 分の 1 以上が住宅用途であるもの)
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

## 【申込方法】

電話で申し込んでください。

## 【その他】

住宅の図面などがなくても建築士が実際に建物を調査し、簡易的な図面を作成して診断します。

相談時間は概ね 1 棟につき 1 時間です。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話 (85) 9566

# 新春初もうでのご案内

## 新たな年を皆さまと 新春初もうで(三島市・長泉町)

公益財団法人箱根町文化・スポーツ財団では、次のとおり新春初もうでを実施します。  
新たな年を、よりよい年になるようお願いを込めて。

【日時】 令和5年1月26日(木) 7時30分～17時30分(予定)

【参拝・見学施設】 三嶋大社(三島市)・井上靖文学館(長泉町)

【日程】

町内各地(箱根 7:30～湯本 8:30) → 三嶋大社初もうで(9:45～10:35)

→ めんたいパーク伊豆(10:45～11:30)

→ 昼食：割烹沼津ぼんどーる(11:50～12:50)

→ クレマチスの丘井上靖文学館(13:10～13:50)

→ 三島スカイウォーク休憩(14:30～15:30)

→ 町内各地(湯本 16:15～箱根 17:15)

\*各地の出発・到着時間などは申込後、参加者に連絡します。

三島スカイウォークへの入場は個人負担です。

【対象】 町内在住、在勤者および当財団賛助会員

【定員】 30人(先着順)

【参加費】 4,300円(昼食代を含む。当日徴収。)  
※当財団の賛助会員は、割引があります。

【申込方法】 電話で申し込んでください。

【申込期間】 賛助会員は令和5年1月5日(木)9時30分から  
一般の方は令和5年1月11日(水)9時30分から  
定員に達するまで。

【旅行実施申込先】

(株)箱根観光旅館協会 神奈川県知事登録旅行業第3-347号

電話(85)6777(営業時間9時30分～18時30分)

【利用バス会社】

箱根登山観光バス(株) 神奈川県知事登録旅行業第2-820号

\*新型コロナウイルス感染症の感染状況あるいは、天候により実施を取りやめる場合があります。

企画・照会先 (公財)箱根町文化・スポーツ財団 電話(87)5222

# イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。  
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

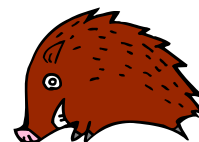
捕獲地域は次のとおりです。

4年度11月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	10	3	1	4	3	21	わな 18、銃器 3
ニホンジカ	14	6	12	34	27	93	わな 86、銃器 7

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。



照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565

## イノシシの出没を減らすために

### ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、利用してください。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵等を設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

### イノシシへの餌やりはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまうことがあり、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。また、野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

## 譲ります

(12月14日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料
1383	足漕ぎ式健康器具		普通	無料
1384	手動芝刈り機	3段階切り替え	普通	無料

## 譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2141	物置(屋根あり)	横2m × 奥行き1.5m程度	普通	無料
2142	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。  
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。  
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

